

自然に健康になれる環境づくりの推進に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法第7条第1項の規定に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に即し、千葉県が策定した健康増進計画である健康ちば21（第3次）に係る具体的取組である、「自然に健康になれる環境づくりの推進」について検討することを目的とし、「自然に健康になれる環境づくりの推進に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

なお、この検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議する。

- (1) 健康ちば21（第3次）の具体的取組に関する事項
- (2) 自然に健康になれる環境づくりのための具体的取組に関する情報の共有及び調整に関する事項
- (3) その他自然に健康になれる環境づくりの推進について必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10名以内で組織する。

2 検討会の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 栄養・食生活に関する有識者
- (2) 身体活動・運動に関する有識者
- (3) 予防医学に関する有識者
- (4) まちづくりに関する有識者
- (5) 行政機関の代表者

3 検討会に、会長、副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

第8条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。